

平成 28 年 10 月実施の仕組改訂に伴う共済約款変更のお知らせ

契約日が平成 28 年 10 月 1 日以降のものに限ります。

※下線部分が変更点です。

1 一時払養老生命共済約款普通約款の変更

(1) 対象約款

一時払養老生命共済約款 (IYR16A)

(2) 変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>第11条 [年齢の誤りの取扱い] (1) 共済契約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外である場合は、共済契約は、無効とします。この場合、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金の全部または一部を共済契約者に払いもどします。</p> <p>(2) [略]</p> <p>[削る。]</p> <p><u>(3) 共済契約申込書に記載された被共済者の年齢に誤りがあった場合に、共済契約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲内であるときは、組合は、被共済者の真正な年齢に基づいて、共済金額を訂正し、または組合の定める取扱いに基づき精算します。</u></p>	<p>第11条 [年齢の誤りの取扱い] (1) 共済契約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外である場合は、共済契約は、無効とします。この場合、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金の全部または一部を共済契約者に払いもどします。</p> <p>(2) [略]</p> <p><u>(3) (1) の場合に、被共済者の真正な年齢が、共済契約の申込みの日に組合の定める最低加入年齢未満であって、組合がその事実を知った時には既にその最低加入年齢に達していたときには、(1) の規定にかかわらず、共済契約は、被共済者の真正な年齢がその最低加入年齢に達する日の翌日を契約日とみなし、組合の共済契約上の責任は、その日から開始したもものとして取り扱います。</u></p> <p><u>(4) 共済契約申込書に記載された被共済者の年齢に誤りがあった場合に、共済契約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲内であるときは、組合は、被共済者の真正な年齢に基づいて、共済金額を訂正し、または組合の定める取扱いに基づき精算します。</u></p>

2 生前給付特約の変更

(1) 対象約款

終身共済約款 (SYS16A)、養老生命共済約款 (YOR16A)、医療共済約款 (IRY16A)

(2) 変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>第20条 [主契約が医療共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則] この特約を医療共済契約（注）に付加した場合には、次のとおり取り扱います。 （注）契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。</p> <p>⑨ 第11条 [主契約に定期特約または更新型定期特約が付加されている場合の特則]、第12条 [主契約に遡減定期特約が付加されている場合の特則]、第13条 [主契約に生活保障特約が付加されている場合の特則]、第14条 [主契約に家族収入保障特約が付加されている場合の特則] および第22条 [主契約が転換契約の場合の特則] の規定は適用しません。</p> <p>[新設] 第21条 [主契約が一時払終身共済（平28.10）<u>契約の場合の特則</u>] <u>この特約を一時払終身共済（平28.10）契約に付加した場合には、第2条 [生前給付金の支払]（4）中「死亡共済金受取人および満期共済金受取人」とあるのは「死亡共済金受取人」と読みかえます。</u></p> <p>第22条 [略]</p>	<p>第20条 [主契約が医療共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則] この特約を医療共済契約（注）に付加した場合には、次のとおり取り扱います。 （注）契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。</p> <p>⑨ 第11条 [主契約に定期特約または更新型定期特約が付加されている場合の特則]、第12条 [主契約に遡減定期特約が付加されている場合の特則]、第13条 [主契約に生活保障特約が付加されている場合の特則]、第14条 [主契約に家族収入保障特約が付加されている場合の特則] および第21条 [主契約が転換契約の場合の特則] の規定は適用しません。</p> <p>第21条 [略]</p>

3 共済金年金支払特約の変更

(1) 対象約款

終身共済約款 (SYS16A)、引受緩和型終身共済約款 (HSY16A)、定期生命共済約款 (TEK16A)、
 養老生命共済約款 (YOR16A)、こども共済約款 (KOD16A)、一時払養老生命共済約款 (IYR16A)、
 医療共済約款 (IRY16A)、介護共済約款 (KAG16A)、一時払介護共済約款 (IKA16A)

(2) 変更内容

変 更 後		変 更 前																																	
第2条 [共済金年金支払特約の付加] (2) 主契約の共済金受取人は、組合の定める取扱いに基づき、主契約の種類に応じ、次の表に規定する主契約の共済金ならびにその共済金と同時に支払われる特約の共済金、割りもどし金ならびに据え置かれた割りもどし金およびその利息ならびに普通約款 [共済掛金の払いもどし] の規定により払いもどされる共済掛金 (注) の支払請求と同時に年金原資にあてる共済金の額、年金額の種類、年金の種類、確定年金の支払回数、据置期間、年金受取人の年齢、性別および年金支払開始年齢にかかる通知をしてください。		第2条 [共済金年金支払特約の付加] (2) 主契約の共済金受取人は、組合の定める取扱いに基づき、主契約の種類に応じ、次の表に規定する主契約の共済金ならびにその共済金と同時に支払われる特約の共済金、割りもどし金ならびに据え置かれた割りもどし金およびその利息ならびに普通約款 [共済掛金の払いもどし] の規定により払いもどされる共済掛金 (注) の支払請求と同時に年金原資にあてる共済金の額、年金額の種類、年金の種類、確定年金の支払回数、据置期間、年金受取人の年齢、性別および年金支払開始年齢にかかる通知をしてください。																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主契約の種類</th> <th>共済金の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>終身共済契約、定期生命共済契約</td> <td>死亡共済金、後遺障害共済金</td> </tr> <tr> <td>養老生命共済契約、こども共済契約</td> <td>死亡共済金、後遺障害共済金、満期共済金</td> </tr> <tr> <td>介護共済契約</td> <td>介護共済金</td> </tr> <tr> <td>引受緩和型終身共済契約</td> <td>死亡共済金</td> </tr> <tr> <td>一時払終身共済契約</td> <td>死亡共済金</td> </tr> <tr> <td>一時払終身共済 (平28.10) 契約</td> <td>死亡共済金</td> </tr> <tr> <td>一時払養老生命共済契約</td> <td>死亡共済金、満期共済金</td> </tr> <tr> <td>一時払介護共済契約</td> <td>介護共済金、死亡給付金</td> </tr> </tbody> </table>	主契約の種類	共済金の種類	終身共済契約、定期生命共済契約	死亡共済金、後遺障害共済金	養老生命共済契約、こども共済契約	死亡共済金、後遺障害共済金、満期共済金	介護共済契約	介護共済金	引受緩和型終身共済契約	死亡共済金	一時払終身共済契約	死亡共済金	一時払終身共済 (平28.10) 契約	死亡共済金	一時払養老生命共済契約	死亡共済金、満期共済金	一時払介護共済契約	介護共済金、死亡給付金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主契約の種類</th> <th>共済金の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>終身共済契約、定期生命共済契約</td> <td>死亡共済金、後遺障害共済金</td> </tr> <tr> <td>養老生命共済契約、こども共済契約</td> <td>死亡共済金、後遺障害共済金、満期共済金</td> </tr> <tr> <td>介護共済契約</td> <td>介護共済金</td> </tr> <tr> <td>引受緩和型終身共済契約</td> <td>死亡共済金</td> </tr> <tr> <td>一時払終身共済契約</td> <td>死亡共済金</td> </tr> <tr> <td>一時払養老生命共済契約</td> <td>死亡共済金、満期共済金</td> </tr> <tr> <td>一時払介護共済契約</td> <td>介護共済金、死亡給付金</td> </tr> </tbody> </table>	主契約の種類	共済金の種類	終身共済契約、定期生命共済契約	死亡共済金、後遺障害共済金	養老生命共済契約、こども共済契約	死亡共済金、後遺障害共済金、満期共済金	介護共済契約	介護共済金	引受緩和型終身共済契約	死亡共済金	一時払終身共済契約	死亡共済金	一時払養老生命共済契約	死亡共済金、満期共済金	一時払介護共済契約	介護共済金、死亡給付金
主契約の種類	共済金の種類																																		
終身共済契約、定期生命共済契約	死亡共済金、後遺障害共済金																																		
養老生命共済契約、こども共済契約	死亡共済金、後遺障害共済金、満期共済金																																		
介護共済契約	介護共済金																																		
引受緩和型終身共済契約	死亡共済金																																		
一時払終身共済契約	死亡共済金																																		
一時払終身共済 (平28.10) 契約	死亡共済金																																		
一時払養老生命共済契約	死亡共済金、満期共済金																																		
一時払介護共済契約	介護共済金、死亡給付金																																		
主契約の種類	共済金の種類																																		
終身共済契約、定期生命共済契約	死亡共済金、後遺障害共済金																																		
養老生命共済契約、こども共済契約	死亡共済金、後遺障害共済金、満期共済金																																		
介護共済契約	介護共済金																																		
引受緩和型終身共済契約	死亡共済金																																		
一時払終身共済契約	死亡共済金																																		
一時払養老生命共済契約	死亡共済金、満期共済金																																		
一時払介護共済契約	介護共済金、死亡給付金																																		
(注) この特約において「共済金」といいます。		(注) この特約において「共済金」といいます。																																	